

ジョージア・アゼルバイジャンビジネスツアー募集要項

1. 概要・目的

ジョージア及びアゼルバイジャンは、中央アジア・欧州・中東を結ぶ地理的要衝として、国際情勢の変化に伴い物流・貿易ルート多様化の要として重要性を高めています。日本政府も、ロシア経由に依存しない輸送網の強化を目的に「カスピ海ルート」を戦略的物流ルートとして位置付けており、両国は日本企業にとって新たな海外ビジネス展開の拠点として注目されています。特にジョージアでは、国際物流ハブ化を国家戦略に掲げ、東西・南北を貫く幹線道路網整備を推進しており、この中で道路・トンネル・橋梁等の維持管理分野は進んだ技術のニーズが高く、日本技術の活用余地が十分にあります。また、2026年3月の「Georgia-Japan Business Forum」では、両国政府・企業が連携強化を確認し、日本企業の参入機会は一層拡大しています。

上記を踏まえ、道路・トンネル・橋梁など交通インフラ維持管理産業に関わる両国企業のビジネス連携や道内企業がコーカサス地域へ進出するきっかけとなること、またJICA民間連携事業¹の応募促進を目的として本ビジネスツアー（以下、本ツアー）を実施致しますので、ぜひ積極的にご応募を検討ください。

2. ビジネスツアーで対象とするビジネス領域

道路・道路構造物（トンネル含）・橋梁等交通インフラ分野の維持管理産業

3. 派遣概要

（1）派遣期間（予定）

2026年10月10日（土）～18日（日）（9日間）（日本出発、到着ベース）

（2）スケジュール案

各プログラムには、日本語通訳を配置予定です。

日程	時間	訪問先	用務	宿泊都市
2026/10/10 （土）		移動	21:45 羽田発（TK 199） （イスタンブール経由）	
2026/10/11 （日）		移動	16:35 ジョージア着（TK 382）	トビリシ
2026/10/12 （月）	AM	JICA ジョ ージア支所	ブリーフィング	トビリシ
	PM		経済団体（商工会等）との意見交換（ビジ	

¹ 中小企業・SDGs ビジネス支援事業（JICA Biz）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/activities/sme/index.html

			ネス環境・現地パートナー等)	
	PM		関連政府機関からのヒアリング（貿易・規制関連）	
2026/10/13 (火)	AM	豊田通商	市場・顧客に関する情報、ビジネス環境・人材・現地パートナー・課題等	トビリシ
	AM	日本人弁護士事務所	ビジネス展開関連法務・税務・コンプライアンス等	
	PM		ジョージア建設業協会加盟企業への訪問／もしくはインフラ視察	
2026/10/14 (水)	AM		ジョージア建設業協会加盟企業との交流会	トビリシ
	PM	Georgian Technical University	学生情報・キャリア情報、大学の研究・技術領域、産業界との連携等	
2026/10/15 (木)	AM	移動	ジョージア→アゼルバイジャン	バクー
	PM		インフラ視察／関連政府機関との意見交換	
2026/10/16 (金)	AM	伊藤忠商事バクー事務所	市場・顧客に関する情報、ビジネス環境・人材・現地パートナー・課題等	バクー
	PM	Baku Expo Center	14th Caspian International Road Infrastructure and Public Transport Exhibition	
2026/10/17 (土)		移動	11:30 アゼルバイジャン発 (TK 333) (イスタンブール経由) 17:45 イスタンブール発 (TK8365)	
2026/10/18 (日)		移動	11:10 羽田着	

※上記は仮案になります。各種事情により変更の可能性がありますので、予めご了承ください。

※具体的な訪問先は、参加者確定後にご希望を聴取の上で調整予定です。

※参加者が最低催行人数である6名に達しない場合、中止の可能性もあります、予めご了承ください。

(3) ツアー内容 (案)

- ① 対象分野における現地関係者・企業等との意見交換
- ② 日本企業に関心を持つ現地企業を対象にした、参加者の自社製品、技術・ノウ

ハウの紹介、及び現地企業との意見交換

- ③ 現地交通インフラ視察
- ④ JICA オフィス、現地経済団体、ジョージア工科大学等の訪問
- ⑤ 貿易政策や輸入規制等に関する情報収集

4. 参加費用

(1) JICA 負担費用

参加者のジョージア・アゼルバイジャン国内での宿泊、陸路移動にかかる経費・通訳（JICA が手配・精算します）

(2) 参加者負担費用（上記 (1)以外の費用、以下は主な例）

※参加者ご自身で、開始日に間に合うようにご手配頂きます。

- ① 航空運賃（40~50 万円程度。出発/到着地（日本国内空港）⇔現地までの往復航空券、ジョージア・アゼルバイジャン移動に係る航空運賃 5 万円程度）
- ② 居住地⇔出発/到着地（日本国内の空港）までの日本国内移動に係る費用
- ③ 旅券申請及び査証申請に必要な書類等（戸籍抄本、写真等）の取得経費
- ④ 海外旅行保険の加入経費
- ⑤ 必要な予防接種にかかる費用
- ⑥ 現地での食費等
- ⑦ ジョージア企業向けセミナーで使用する自社紹介資料の翻訳にかかる経費、サンプルの持ち込みを希望する場合の経費、手続き
- ⑧ カスピ海国際交通インフラエキスポ@アゼルバイジャン入場料

5. 参加要件

次の要件を全て満たす方；

- ① 交通インフラ維持管理に携わる企業。
- ② JICA の民間企業連携事業に関心があり、かつコーカサス地域等開発途上国への事業展開に関心を持つ企業
- ③ 全視察日程に参加可能な企業
- ④ 現地企業等向けに自社製品・技術・サービスを紹介する準備、現地訪問時に紹介可能な企業

6. 応募及び実施までの流れ

(1) 応募方法

JICA 北海道ホームページの参加申込フォーム(Microsoft Forms リンク)に、必要事項をご入力ください。

応募期限：2026 年 7 月 10 日（金）17 時（日本時間）まで

(2) 応募時の留意事項

- 1 1社（或いは1組織）から1名の応募とさせていただきます。
- 2 Microsoft Forms の送信をもって、応募完了と致します。

(3) 選考について

応募者数が定員枠を超えた場合には、JICA が選考を行う可能性があります。その場合道内に本社を有す企業を優先します。

なお選考は参加申込フォームに記載された下記内容に基づき実施します。

- ① 会社概要
- ② 国内・海外での事業実績
- ③ ジョージア・アゼルバイジャンで想定しているビジネスの内容
- ④ ジョージア・アゼルバイジャンの社会課題解決へのビジネスを通じた貢献策（案）
- ⑤ 本ツアーに期待すること（希望する視察先・得たい情報など）
- ⑥ 本ツアー参加予定者情報

(4) 選考結果

応募者指定の連絡先に、2026年8月上旬を目途にご連絡します。

7. 報告会の実施

帰国後に報告会を実施予定のため、ご参加とご報告をお願いします。

8. 問い合わせ先

ご不明点等ありましたら、以下までご連絡ください。

JICA 北海道センター市民参加協力課 担当：丸山・深澤 (hkiatpp@jica.go.jp)、TEL: 011-866-8421

9. その他

(1) ツアーキャンセルや変更、延期の扱い

現地の治安や感染症等の状況、また中東情勢等各地の情勢混乱の影響を受け、止むを得ずツアーを中止・延期する場合や、渡航先国を変更する可能性もあります（アゼルバイジャン国への渡航中止、ジョージア国への単独ツアーとなる可能性）。外的要因による、フライトの変更、キャンセル料等、準備のためにご負担いただいた費用は、JICA では負担致しかねますので、予めご承知おきください。

(2) 本ツアーの位置づけについて

本ツアーは、上述のとおり JICA が行っている中小企業・SDGs ビジネス支援事業

への応募促進等を目的の一つとしておりますが、同支援事業の応募審査にあたり、本ツアーへの参加自体が加点要素となることはありません。

(3) 参加者の不正行為防止について

参加者は、機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程（平成 16 年規程（人）第 28 号）に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 外国公務員等に対して参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本調査の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

(4) 個人情報の扱いについて

- ① 応募情報に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に従い、適切に管理し、取り扱います。
- ② 応募情報に含まれる個人情報等は、本ツアーの審査、派遣決定後の宿泊手配にのみ使用します。
- ③ 応募情報は、JICA が本ツアーを運営する以外の目的では一切使用いたしません。

(5) 応募不可の条件

中小企業・SDGs ビジネス支援事業、応募・実施条件等、及び募集要項に係る同意書の 10. ([リンク](#)) に定義する、反社会的勢力に合致しない企業・団体であることを、本ツアーへの応募条件とします。

以上